

(別紙4)

年 月 日

(あて先) 静岡市公営企業管理者 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

設置場所

住 所

施設名称

水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書

このたび、水道直結式スプリンクラー設備を上記の場所に設置するに当たり、次の事項について十分理解し、適正に維持管理することを誓約します。

- 1 水道直結式スプリンクラー設備は、水道直結であるため、配水管等の断水時には使用できないこと。
- 2 増圧装置を設置している場合は、停電時において所要の水量が確保できない場合があること。
- 3 災害、配水管の事故その他やむを得ない事情によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備が放水されない状況が生じた場合でも、公営企業管理者はその責を負わないこと。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における誤作動及び火災時の作動不良に関し、公営企業管理者はその責を負わないこと。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合には、1～4のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させること。
- 6 水道直結式スプリンクラー設備の配管変更を行う場合は、静岡市水道事業給水条例等関係法令に基づき、適正に行うこと。
- 7 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前項までの事項について譲受人に熟知させること。
- 8 水道直結式スプリンクラー設備が用途変更等によって不要になった場合には、直ちに撤去すること。